

# 奈良市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

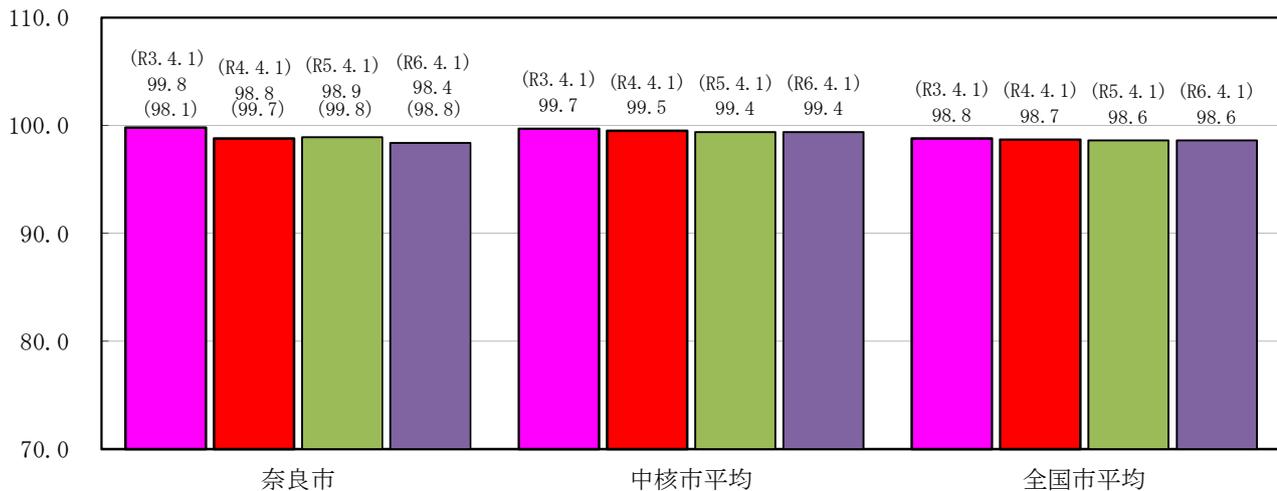
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和 5年度	人 349,385	千円 151,032,697	千円 3,760,956	千円 24,486,020	% 16.2	% 16.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市の 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和 5年度	人 2,455	千円 9,371,127	千円 2,923,299	千円 3,980,324	千円 16,274,750	千円 6,629	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 中核市平均とは、奈良市と人口規模等が類似している中核市各市のラスパイレス指数を単純平均した数値です。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し [ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 国家公務員の給料表における、10級と6級を廃止し8級制の給料表へと改正を行った。  
また、1級から3級の職員に対し、4号給を加算する給料月額の上上げを行った。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国の基準9%に対し、奈良市においては10%を支給。医師及び東京都の特別区内に在勤する職員については、下表のとおり。

	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度 の 支給割合	令和3年 度の 支給割合	令和4年 度の 支給割合	令和5年 度の 支給割合	令和6年度 の 支給割合
医 師	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
東京都の特別区内に在勤する職員	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員の処遇改善の観点より、管理職手当及び管理職員特別勤務手当の増額改定を実施。  
(令和7年4月1日施行)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
奈良市	41.3 歳	316,105 円	423,107 円	380,508 円
奈良県	41.6 歳	312,969 円	411,913 円	359,942 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
奈良市	歳 53.5	人 285	円 324,788	円 418,602	円 368,894	—	—	—	—
うち 清掃職員	歳 52.8	人 160	円 328,347	円 437,757	円 375,080	廃棄物処理業従業員	歳 47.7	円 314,900	1.39
うち 学校給食員	歳 57.8	人 23	円 318,565	円 362,166	円 353,748	飲食物調理従業者	歳 45.3	円 264,800	1.37
うち 用務員	歳 56.8	人 48	円 340,504	円 439,769	円 382,087	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	歳 49.1	円 244,800	1.8
奈良県	歳 54.3	人 49	円 287,061	円 344,457	円 317,229	—	—	—	—
国	歳 51.2	人 1,829	円 288,144	円 —	円 330,553	—	—	—	—
中核市	歳 50.9	※人 183	円 319,664	円 376,837	円 350,144	—	—	—	—

※平均職員数

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
奈良市	6,646,536 円	—	—
うち 清掃職員	6,914,897 円	4,376,300 円	1.58
うち 学校給食員	5,774,576 円	3,509,000 円	1.65
うち 用務員	6,999,077 円	3,297,300 円	2.12

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）このうち、廃棄物処理業従業員及び他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者（用務員相当）については全国平均の数値を、飲食物調理従業者（学校給食調理員相当）については奈良県平均の数値を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※技能労務職の年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### ③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
奈良市	44.0 歳	387,501 円	450,436 円
奈良県	43.7 歳	356,092 円	413,918 円
中核市	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

\* 奈良市については、高等学校教育職のみ

### ④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
奈良市	39.5 歳	298,392 円	361,670 円
奈良県	40.3 歳	345,910 円	401,309 円
中核市	39.8 歳	314,557 円	367,988 円

\* 奈良市については、幼稚園教育職のみ

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

### (2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		奈良市	奈良県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	—	161,750 円	—
	中学卒	—	147,100 円	—
	清掃業務員	176,100 円	—	—
	保安員	176,100 円	—	—
	用務員	166,600 円	—	—
高等学校教育職	大学卒	226,100 円	226,100 円	—

- (注) 1 技能労務職の職種は代表的な例です。（職種等により初任給が異なります。）
- 2 国・県の基準に合わせるため、令和5年度地方公務員給与実態調査時の月額を記載しております。
- 3 令和6年度中の改定が反映される前の数値を記載しております。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,053円	353,848円	383,581円	400,671円
	高校卒	(該当なし)	298,850円	362,750円	364,240円
技能労務職	高校卒	220,650円	(該当なし)	(該当なし)	364,317円
	中学卒	213,500円	(該当なし)	(該当なし)	349,867円
教育職	大学卒	311,740円	402,411円	(該当なし)	(該当なし)

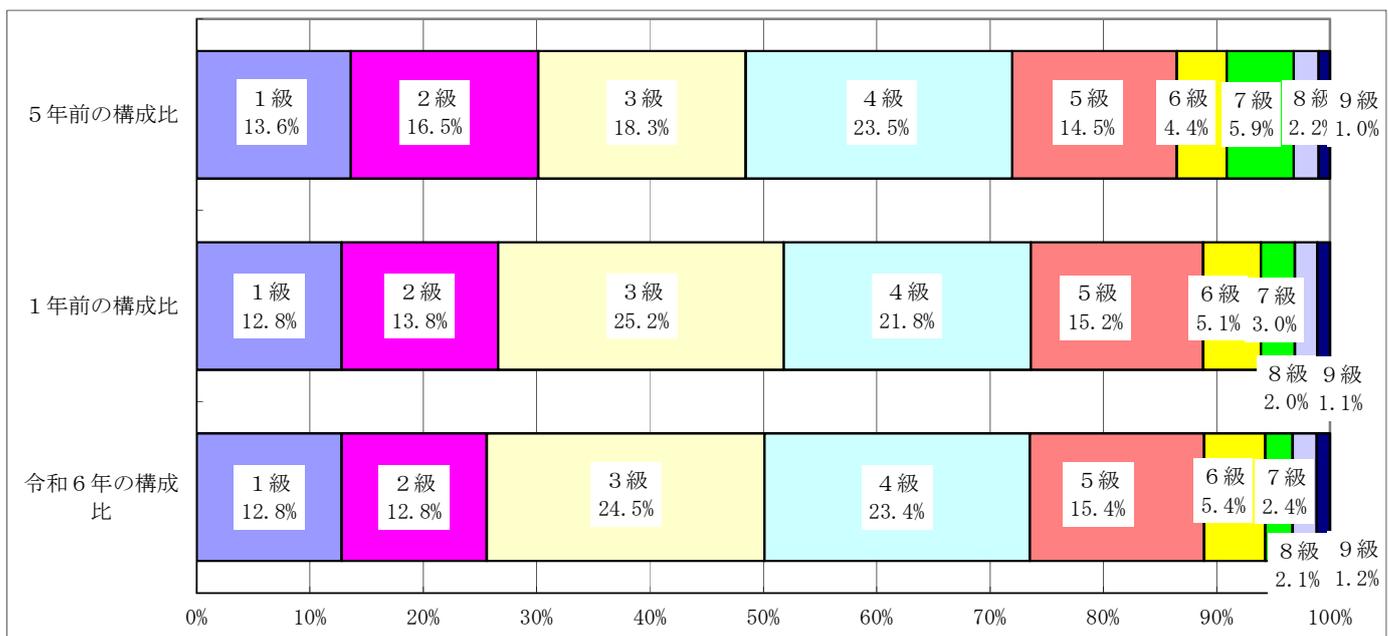
(注) 1 採用時の年齢や前職歴の有無により初任給が異なるため、同一の経験年数の職員でも給料額が異なります。  
 2 該当者が1名の場合は個人情報保護の観点から公表しておりません。

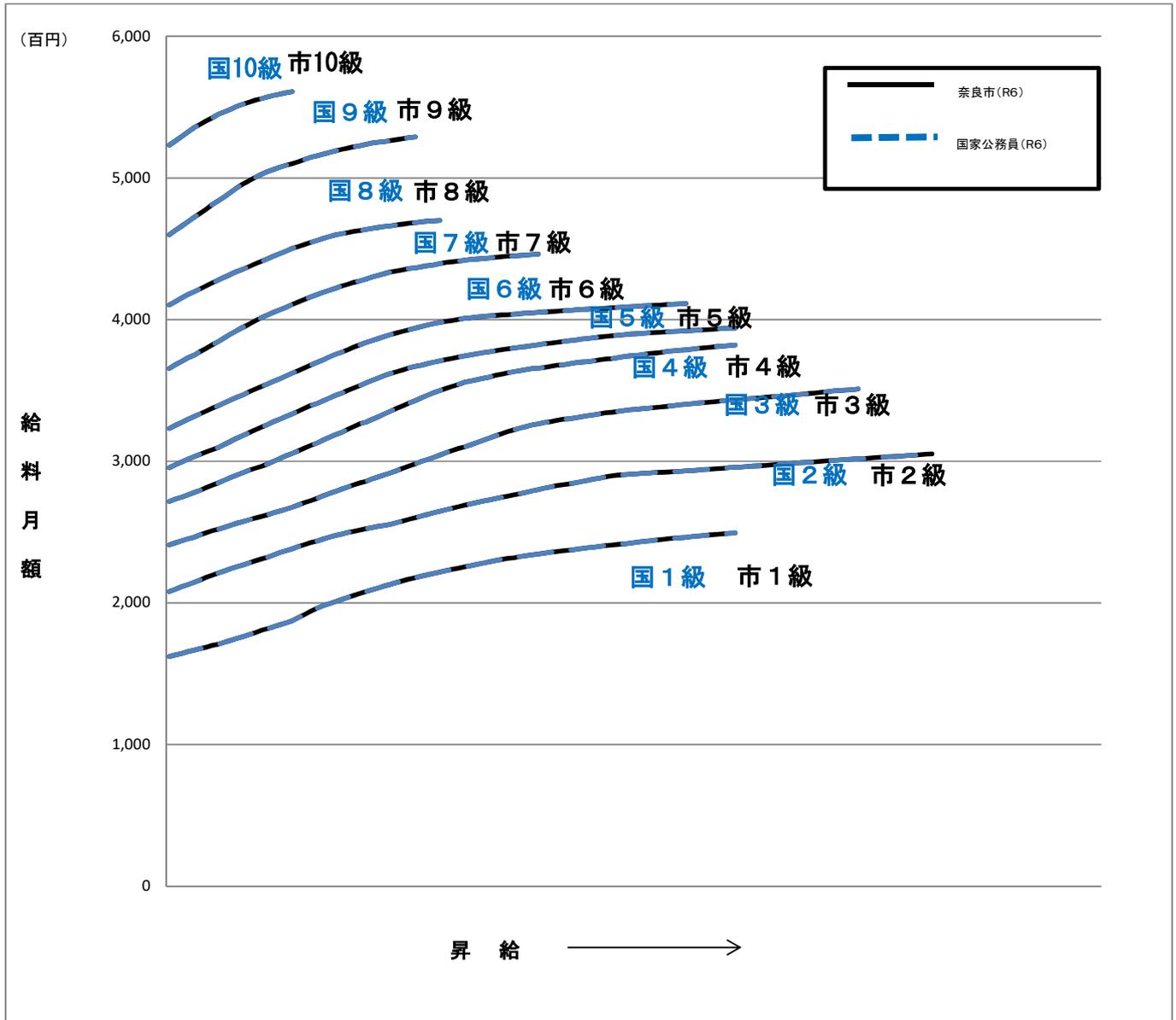
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
9級	部長又は理事の職務	13	1.2	459,900	528,900
8級	部次長又は参事の職務	24	2.1	410,300	470,000
7級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務	27	2.4	365,500	446,200
6級	課長又は主幹の職務	61	5.4	323,100	411,300
5級	課長補佐又は主査の職務	174	15.4	295,400	394,000
4級	係長又は主任の職務	264	23.4	271,600	382,000
3級	主務の職務	277	24.5	240,900	351,000
2級	主事の職務	145	12.8	208,000	305,200
1級	定型的な業務を行う職務	144	12.8	162,100	249,400

(注) 1 奈良市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。





(3) 昇給への人事評価の活用状況（奈良市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

奈良市	奈良県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,522千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,568千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 0%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) 1 ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 奈良市の管理職加算に関して、令和元年度～令和2年度まで段階的に削減し、令和3年度より完全廃止しております。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(奈良市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

奈良市			国		
(支給率)	自己都合	定年・定年前早期	(支給率)	自己都合	定年・定年前早期
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,704千円	21,489千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(再任用含む全職員)

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			1,025,701千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			375,990円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
全市域(医師・教員以外)	10%	医師と教員を除く全職員	10%
全市域(教員)	7.1%	教員	%
全市域(医師)	16%	医師	16%

## (4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	60,678 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	118,742 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	18.70 %
手当の種類（手当数）	「別表 特殊勤務手当一覧」のとおり（16種類）

## (5) 時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	978,188 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	463 千円
支給実績（令和5年度決算）	831,735 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	418 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当等の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

## (6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円（職務級7級以下） 3,500円（職務級8級） 0円（職務級9级以上） 子 10,000円 父母等 6,500円（職務級7級以下） 3,500円（職務級8級） 0円（職務級9级以上）  ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円を加算する	同じ		245,947 千円	241,835 円
住居手当	借家・借間居住者に対する手当については最高支給限度額27,000円	異なる	最高支給限度額が28,000円	180,535 千円	305,991 円
通勤手当	交通機関利用者は6箇月定期券等の低廉な価額により一括支給 交通用具利用者は5Kmごと10段階に手当を設定	異なる	交通用具利用者は5Kmごと13段階に手当を設定	314,642 千円	130,937 円
管理職手当	職務の級が5級から10級の職員に支給	異なる	職務の級が4級から10級の職員に支給	351,031 千円	731,315 円
宿日直手当	常直的な宿日直勤務を命じられた職員に月22,000円を超えない範囲で支給	同じ		支給実績なし	支給実績なし

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	1,048,000 円	(参考) 中核市における最高/最低額 1,180,000 円 / 707,000 円
	副市長	885,000 円	960,000 円 / 696,000 円
報酬	議長	733,000 円	823,000 円 / 584,000 円
	副議長	644,000 円	747,000 円 / 504,000 円
	議員	596,000 円	700,000 円 / 475,000 円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)	
	副市長	3.4 月分	
退職手当	議長	(令和5年度支給割合)	
	副議長	3.3 月分	
	議員		
退職手当	市長	(算定方式) (給料月額×在職月数×50/100)	(1期の手当額) 25,152,000 円
	副市長	(給料月額×在職月数×34/100)	14,443,200 円
			(支給時期) 任期毎 "

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

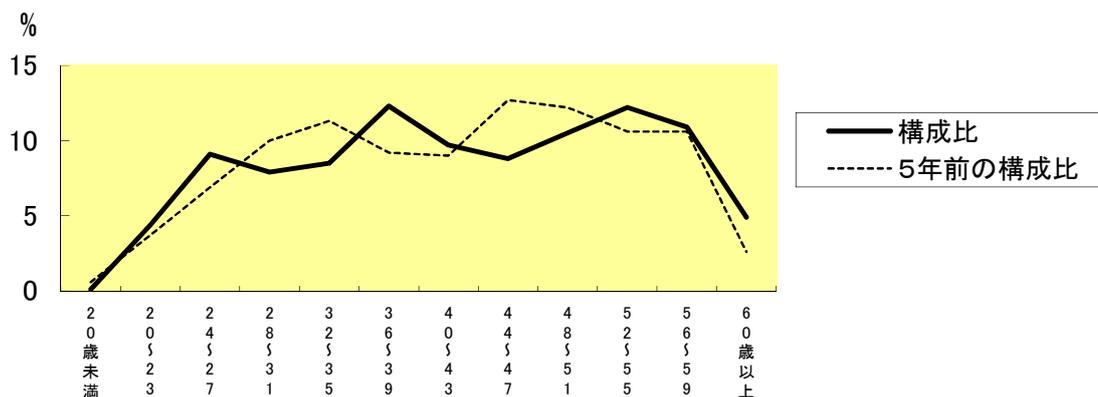
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	令和5年	令和6年			
一般行政部門	議会	17	17	0	
	総務	318	304	△14	配置見直し(減)、事業の統廃合(減)
	企画	13	15	2	配置見直し(増)
	税務	83	79	△4	配置見直し(減)
	民生	558	549	△9	配置見直し(減)
	衛生	397	377	△20	配置見直し(減)、事業の統廃合(減)
	観光経済	63	63	0	
	土木	218	227	9	配置見直し(増)
小計	1,667(108)	1,631(71)	36(△37)	<参考> 人口1万当たり職員数 46.68 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 47.84 人)	
特別行政部門	教育	395	375	△20	配置見直し(減)
	消防	393	395	2	配置見直し(増)
	小計	788(73)	770(57)	△18(△16)	
公営企業等会計部門	水道	135	124	△11	配置見直し(減)
	下水道	16	19	3	配置見直し(増)
	その他	74	67	△7	配置見直し(減)
	小計	225(3)	210(3)	△15(0)	
		2,680(184)	2,611(131)	△69(△53)	<参考> 人口1万当たり職員数 74.73 人
		[3,200]	[3,200]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
 2 ( )内は再任用短時間勤務職員の外数です。  
 3 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	4	117	239	208	224	322	255	232	276	319	286	129	2,611

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)
普通会計	一般行政部門	1,699	1,702	1,643	1,629	1,667	△ 68 (△ 4.0%)
	特別行政部門	785	832	810	801	788	△ 15 (-1.9%)
公営企業等会計部門	238	228	227	230	225	△ 28 (△ 11.8%)	
計	2,722	2,762	2,680	2,660	2,680	△ 111 (△ 4.1%)	

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 22,745,482	千円 1,395,578	千円 1,093,392	% 4.81	% 5.03

イ 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 160	千円 652,124	千円 214,250	千円 292,857	千円 1,159,231	千円 7,245

(参考) 市町村一人当たりの給与費
千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

※水道事業

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
奈良市	46.3 歳	389,746 円	610,227 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算です。平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
2 団体平均の金額は国から提供された水道事業のデータを採用しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職	奈良市
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,875 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,522 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 0%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 0%

- (注) 1 ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。  
2 奈良市及び企業職の管理職加算に関して、令和元年度～令和2年度まで段階的に削減し、令和3年度より完全廃止しております。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

企業職			奈良市		
(支給率)	自己都合	定年・定年前早期	(支給率)	自己都合	定年・定年前早期
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~4.5%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~4.5%加算)	
1人当たり平均支給額	2,023 千円	23,338 千円	1人当たり平均支給額	3,383 千円	20,762 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	65,541 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	455,147 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職（支給割合）
市域全域	10 %	142 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	174 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	2,850 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	41.4 %
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
応急処理等作業手当	(1) 高圧電気設備の保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (2) 10メートル以上の高所での保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (3) 上下水道施設の事故に対応するため、道路上で復旧調査又は応急作業に従事した職員 (4) 気象警報発令下で事故防止のために行う保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (5) ビット又はマンホール内で行う上下水道施設の巡視点検作業、保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (6) 河川又はダム湖上で油等の除去作業に従事した職員 (7) 上下水道施設で発生した有害生物の駆除作業に従事した職員 (8) 相互応援協定に基づいて上下水道施設の復旧業務又は給水業務に従事した職員	日額 600円
下水処理作業手当	(1) 下水道合流管のスクリーン又はミニポンプに堆積したごみ等の撤去作業に従事した職員 (2) 下水道管又は取付管に詰まった異物の除去作業に従事した職員 (3) マンホール又は汚水ますの破損に伴う応急作業に従事した職員	日額 600円
動物死体処理作業手当	動物死体処理作業に従事した職員	日額 800円
災害復旧等業務手当	(1) 災害対策本部の要請に基づいて災害の復旧業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある上下水道施設において応急作業等に従事した職員	日額 600円
有害物等取扱業務手当	毒物等又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に掲げる特定化学物質若しくは同令別表第6の2に掲げる有機溶剤の取扱業務に従事した職員	日額 300円

オ 時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当（再任用含む全職員）

支給実績（令和4年度決算）	40,754 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	377 千円
支給実績（令和5年度決算）	40,363 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	384 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当等の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円（職務級7級以下） 3,500円（職務級8級） 0円（職務級9級以上） 子 10,000円 父母等 6,500円（職務級7級以下） 3,500円（職務級8級） 0円（職務級9級以上）  ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円を加算する	同じ		22,666 千円	251,840 円
住居手当	借家・借間居住者に対する手当については最高支給限度額27,000円	同じ		9,789 千円	287,901 円
通勤手当	交通機関利用者は6箇月定期券等の低廉な価額により一括支給 交通用具利用者は5Kmごと10段階に手当を設定	同じ		17,312 千円	130,165 円
管理職手当	職務の級が5級から10級の管理職に支給	同じ		31,780 千円	706,213 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給			実績なし	円

別表 特殊勤務手当一覧（令和6年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる業務に従事した職員に支給するものです。なお、特殊勤務手当の内容等は下記のとおりとなっています。平成24年度に制度の抜本的な見直しを行い、30種類であった手当は、現在16種類となっています。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算) (千円)	左記職員に対する支給単価
滞納整理奨励手当	差押えその他の強制執行に従事した職員	未収債権（市税を含む。）の滞納処分その他の滞納整理に関する業務	1,251	1件350円
行旅死病人取扱手当	保護課に勤務する職員	行旅死亡人又は行旅病人の収容	支給実績なし	1件3,000円（死亡人） 1件1,500円（病人）
火葬作業手当	火葬場において火葬作業に従事する技能労務職員	火葬作業	支給実績なし	日額1,000円
特定環境清掃作業手当	環境部に勤務する技能労務職員	下記の気象環境下において従事する清掃業務 (1)奈良地方気象台が観測地点名「奈良」において摂氏30度以上の最高気温を観測した日 (2)気象警報が発令されている場合	5,374	日額600円
廃棄物等現場指導業務手当	環境部に勤務する事務職員及び技術職員	廃棄物処理施設又は廃棄物が不法投棄されている現場等における、検査、指導又は監視業務	5	日額500円
動物死体処理作業手当	動物死体処理作業に従事する職員	動物の死体処理作業	484	日額800円

道路舗装等 作業手当	道路維持課及び土木管理センターに勤務する職員で、気象警報発令下で作業に従事した職員	道路の舗装、補修等の作業	支給実績なし	日額600円
危険作業手当	環境部に勤務する技術職員、技能労務職員	(1)環境清美工場での長尺物等の混入によるホッパー閉塞時の解除作業 (2)環境清美工場での高架煙道、空気予熱機器等の清掃作業 (3)環境清美工場での火格子下シュートの清掃及び突発的閉塞時の清掃作業 (4)環境清美工場での有毒ガス処理設備の消石灰輸送配管の閉塞時の分解清掃作業 (5)環境清美工場での破砕機運転終了時の本体内部、選別機及び各シュートの付着物及び長尺物の除去清掃作業 (6)環境清美工場での突発的な事故又は故障に対する原因究明及び緊急修理作業 (7)道路から5メートル以上下方で行う不法投棄廃棄物の収集作業 (8)収集運搬作業中に発生した収集作業車の発火事故に係る対処作業	5,085	日額600円
消防業務手当	消防職員	特定の危険業務	1,083	業務内容に応じ、勤務1回もしくは日額200円～4,000円
消防活動手当	消防職員	特定の消防業務	24,606	業務内容に応じ、勤務1回200円～510円
ケースワーク 訪問調査手当	保護課に勤務する職員	1日につき3件以上のケースワーク訪問調査業務	138	日額340円
災害復旧等 業務手当	災害復旧業務に従事した職員	災害復旧業務	506	日額600円
有害物等 取扱業務手当	保健・環境検査課に勤務する職員で、人体に有害な薬剤等の取扱業務又は病原微生物の検査等の業務に従事した職員	(1)試験又は検査のため、毒物等又は特定化学物質若しくは有機溶剤を取り扱う業務 (2)食中毒及び感染症に係る病原性細菌及び微生物の検査又は培養を行う業務	241	日額300円
精神保健 業務手当	保健予防課又は障がい福祉課に勤務する職員	精神保健に関する相談、指導その他これらに類する業務	45	日額300円
防疫等 業務手当	感染症等に対する防疫等の業務、動物の収容等に係る業務に直接従事した職員	感染症等に対する防疫等の業務、動物の収容等に係る業務	344	業務内容に応じ、日額500円又は700円
児童相談所等業務 手当	児童又はその関係者と対面して相談等を行う子ども支援課・一時保護課の職員	①子ども支援課：児童の相談、調査、判定、指導及び一時保護等の業務 ②一時保護課：一時保護が行われた児童の生活指導等の業務	4,277	①業務の内容に応じ、日額600円又は1,000円 ②日額600円